

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	長寿政策課事業所・施設整備室
委託業務名	大津市宮穴太団地における大津市生活援助員派遣事業
委託業務場所	大津市唐崎三丁目
概要	(1) 生活援助員のシルバーハウジングへの派遣 (2) シルバーハウジング入居者に対するサービスの提供 (3) 生活援助員に対する研修及び支援 (4) シルバーハウジング入居者への緊急時対応 (5) 地域・関係機関との連携
契約期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
契約年月日	令和3年4月1日
契約金額	4,796,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市浜大津四丁目1番1号 [名称] 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
契約相手方の選定理由	相手方は、業務実施先である穴太団地内において、デイサービス事業を実施している。当事業は、デイサービスと連携しながらシルバーハウジング入居者の支援を行う事業であり、デイサービスセンター施設内に設置された緊急通報システムを操作する必要があるため、デイサービスセンターを運営する当該事業者しか実施できないため、委託事業者として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。